

平成27年度 東京都税制調査会  
第3回小委員会 議事録

日 時 平成27年7月30日（木）午後3時00分～  
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

平成27年度 東京都税制調査会第3回小委員会

平成27年7月30日(木) 15:00~17:16  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

**【税制調査課長】** それでは、お待たせいたしました。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

皆様の机の上でございます、お手元の一番左側、上から順に「第3回小委員会次第」、続きまして「座席表」でございます。

その右側ですが、上から「第3回小委員会の論点」「平成26年度東京都税制調査会答申の概要(抜粋)」「地方財政調整制度に関する資料」「『経済財政運営と改革の基本方針2015』の概要」でございます。最後の資料につきましては、先日閣議決定されました、いわゆる「骨太の方針」の概要版でございます。こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

その右側ですが、本日お願いしております「〇〇委員のプレゼンテーション資料」「〇〇委員のプレゼンテーション資料」「〇〇委員のプレゼンテーション資料2点」でございます。

また、皆様の机の上に置かせていただきましたファイルでございますけれども、「諮問文」と「平成26年度答申」、答申附属資料の「企業の公的負担のあり方に関する調査報告」及び「その概要」、先日の「第1回、第2回小委員会の資料」などがつづつございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

よろしければ会議を始めさせていただきます。

まず初めに、前回まで御欠席で、本日、今年度初めて小委員会に御出席の委員の御紹介をさせていただきます。

上智大学法科大学院教授、〇〇委員でございます。

**【〇〇委員】** 〇〇でございます。なかなか欠席して申し訳ございません。

**【税制調査課長】** 立教大学教授、〇〇委員でございます。

**【〇〇委員】** 〇〇です。よろしく願いいたします。

**【税制調査課長】** 以上でございます。

それでは、進行につきましては、小委員長代行をお願いいたします。

**【小委員長代行】** 皆様、本日は大変お暑いなか、またお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから「平成27年度東京都税制調査会第3回小委員会」を開催させていただきます。

それでは、さっそく議事に入ります。はじめに事務局から分科会の設置について御説明をお願いいたします。

**【税制調査担当課長】** では、分科会の設置について説明させていただきます。

今回は「大都市における税制のあり方」をテーマに、主として資産課税について、その税負担のあり方や都市づくりとの関係等について調査研究を行うための分科会を設置いたします。

メンバーにつきましては、東京都税制調査会設置要綱第7の規定によりまして、小委員長長の指名によることとなっております。ですので、小委員長と電子メールを通じて御相談しつつ、今回は会長と小委員長代行の御意見も伺いながら選任させていただきました。

分科会長は、本日お見えになっております上智大学の〇〇委員にお引き受けいただいております。

その他の委員は、千葉商科大学の〇〇委員、立教大学の〇〇委員、明治大学の〇〇委員、法政大学の〇〇委員、

それぞれお引き受けいただいております。

なお、分科会の議事は非公開で行いますが、議事要旨は公開させていただくことといたします。

説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、大都市における税制、特に資産課税のあり方に関して調査研究をする分科会を設置するということなのですが、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、設置についてお認めいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

【小委員長代行】 ありがとうございます。

それでは、分科会長の〇〇先生をはじめ、委員の先生方、どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、審議に入りますが、本日は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員のお三方からプレゼンテーションをまずいただきまして、その後、事務局から本日の論点及び資料について説明をしていただきます。ということで、今日は御報告3つということで大変盛りだくさんですが、よろしくお願いいいたします。

はじめに全体の説明を受けて後段のほうで議論をするということで進めてまいりたいと思います。

まず初めに、〇〇委員からプレゼンテーションをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

【〇〇委員】 和光大学の〇〇でございます。

「格差是正と地方交付税」ということで報告をさせていただきます。

(P P)

15分という限られた時間ですので、スライド番号2番目の基本的な視点としておりますとおり、地方交付税制度の近年の変容と、東京都のかかわる論点について提示するということで進めさせていただきたいと思います。

流れとしましては、その1番から4番までのようなことで進めたいと思っております。

(P P)

まず、一般財源格差の状況ですけれども、最初に、スライド番号3のほうに示しておりますが、格差の示し方というのはさまざまだと思いますが、ここでは、一般財源の総額の格差で東京都を含むベースで見えております。マイル尺度を使いまして、一般財源を地方税、普通交付税、その他に分けて、それぞれの格差寄与を見るという形で示しております。

時間が大変限られているので、ここではその動向を見ていただくということと、あと普通交付税というのが総額で見ますと地方税の格差に対しまして格差是正機能をもって財政調整が機能しているということを確認した上で、この普通交付税ですが、財政調整、格差是正をする上でどういう考え方のもとで格差是正、財政調整を行っているかということについて、その枠組みで確認したいと思います。

それが次の4ページ目でございます。

(P P)

地方交付税の枠組みということで、これは御承知のこととは思いますが、日本の普通交付税は、財政需要と課税力の双方を算定して、その差額を補填することによって財源保障と財政力格差の是正の同時達成を目指す制度になっているということです。

小さ目の字で書いているのが、なぜ一体的に見る必要があるのかということを書いていらっしゃる〇〇先生の論文を引用させていただいているということですが、私はこういう枠組みになっているということは、つまり、財源保障と財政調整の一体化ということですが、これは国が保障している行政サービスの一定水準に基づいて財政調整が機能しているということを意味していると理解しています。

すなわち、財政調整というのは、どの数字で調整するかというのは、国ですとか経済社会によって違って大変

難しい問題だと思うのですが、日本の地方財政制度の中では、そうした国が保障する行政サービスの水準で調整が図られている、そういうつくりになっていると理解しているということです。

(P P)

そのことを図示しましたのが次のスライドのページになります。こちらはイメージ図ですので正確性に欠けるところはあるのですが、上の段が国の保障する行政サービスの一定水準の保障というマクロの保障の部分で、下が財政調整のミクロの保障です。財政調整を見ていきますので、下のミクロの保障のほうをみていただきますと、基準財政需要額が標準的財政需要として算定されて、収入額が算定されます。それに足りない財源不足額が普通交付税として交付されて調整されるというシステムなのですが、このシステムを前提にしますと、格差というのがあっても標準的な財政需要というのは保障されているはずの制度であるということがあるのだと思います。したがって、ここでは、基準財政需要の算定を通じまして、標準的財政需要というのが本当に保障されているかどうかというのが問われてくるというのが一つ目。

それと同時に、制度の枠組みでは正されない格差があって、それはその図に示している留保財源の部分だと思います。この留保財源は標準税収入が大きいほど大きくなりますし、その分、一般財源の格差が大きくなるということで、このようなつくりになっているという、このような枠組みのもとで財政調整が図られている制度と理解しています。

こういう枠組みの交付税制度ですけれども、近年変容が起きてきていると考えておりまして、その点について、述べたいと思います。

(P P)

まず一つ目ですけれども、これは今、述べましたような普通交付税の算定に変化が生じてきているのではないかと、主として需要額算定です。特に臨時費目による算定に象徴されていると考えております。これは地財計画の歳出の特別枠に対応した形での算定ですけれども、語弊はあるかもしれませんが、必ずしも財政需要に基づかないような形で、そこに示していますような算定費目がつくられて、それを一定の配分指標で主に地方圏に配分が行くような形の指標が多いのですけれども、それを使って配分するということが行われていて、算定方法につきましても、行革ですとか成果指標を使った形での算定が行われているということです。

もう一つは、臨財債の問題ですけれども、臨時財政対策債が基準財政需要額の振りかえの形で算定されることになっておりますが、この算定方法が変わりまして、これが補正係数の形で財政力指数が高い団体に割増で算定されるというような方式が導入されているということです。つまり、臨財債自体が財政調整機能を持ってきているということです。

これらがどういう意味での変化なのかといいますと、先ほど枠組みの中で財源保障と財政調整の一体化ということが交付税の根本的な考え方だということを申し上げましたけれども、ここからの変化ではないかと考えています。つまり、財政調整機能の重視の方向へのシフトという変化が見られるということが1点目でございます。

(P P)

次の変化ですが、スライド番号をもう一個飛びまして、8ページ目の(2)の交付税原資の変化の①というところでございます。交付税原資の変化ですが、ここは東京都もかわる問題だと認識しておりますが、特に平成26年度に地方法人税が創設されて、これが全額交付税の原資化されたという問題でございます。

(P P)

これはどのような意味で問題と考えているかといいますと、次のスライド番号に移りますが、9ページ目のところです。この問題は税の観点から問題もちろんあるわけですが、地方財政調整制度の観点から見てどういった点が問題かといいますと、偏在性の高い法人住民税を交付税原資化しておりますので、そこが格差は是正措置になっているのはそのとおりだと思うのですが、実質的な水平調整になっているのではないかと。これは地方団

体がナショナルミニマムの多くを担う政府間財政関係の特質を踏まえ、国が保障するという地方交付税の地方財源保障の考え方を考えるものになっているのではないかと考えております。これが大きな2点目になるわけですが、ただ、一方で、これは留保財源の格差を是正するとか、あるいは一般財源格差の是正には寄与していると考えられますので、この点をどう考えるかという問題がここに入ってくると考えています。そこで取り上げましたのが、次の留保財源の問題でございます。

(P P)

スライド番号の10ページ目ですが、留保財源は先ほども述べましたとおり、交付税の算定を通じた財源の均衡化が行われないもので、需要額が同じ水準でも税収の多寡に比例して留保される一般財源の格差につながるということで、今、留保財源の格差がどういう水準にあるかというのは、次のスライドのほうで算出したものをお示ししております。過去と比較して高いわけではないけれども、拡大傾向にあるような状況だということです。

それと、財源超過額のほうを見てみますと、東京都の大都市分というのはかなり高くなっている状況。大都市分というのは特別区の状況ですけれども、シェアが高いということと、財政力指数で見ましても、道府県分、大都市分で見ますと、かなり大都市分が高くなっている状況があるということです。

(P P)

これらの格差というのは、現行の制度のもとでは是正されない格差あるいは問題にされていない格差と言えるわけですが、これに対しまして東京都の御主張としては、留保財源については、大都市特有の財政需要をそこで見ているというような御主張だと思いますし、財源超過で大都市分が非常に大きいことについても、基準財政需要で大都市特有の財政需要を見ていないために、これが過大になっている。あるいは財源超過は算定技術上の問題であって、実態とは乖離しているという御主張だと思います。

これは都の立場からは、私は当然の御主張と理解しております。ただ、では、このままでいいかというか、留保財源や財源超過の問題をどう思うように考えるかというときには、かつてと違う問題も出てきているのではないかと思います、そのことを見たのが次でございます。

(P P)

スライド番号の12ページ目ですけれども、そこで今後の論点と課題ということで、留保財源、財源超過の問題として示しております。

上にいっばい字が書いてあるのが留保財源の問題。留保財源で賄う財政需要についての問題です。かつては留保財源で賄っている需要というのは、地域づくりを行っていくための独自の施策を進めていくための財源という位置づけであったかと思うのですが、近年は財政需要の構造変化に伴って、社会保障関係の経費を賄う。社会保障の単独事業だけれども、義務に近い需要みたいなものを賄う財源になってきているのではないかとすることが1つ。

それと、財源超過にしても、右に地財計画の図を示しておりますけれども、一般財源総額が増えない中で、交付団体に対しての一般財源の配分の問題にかかわってきているということが出てきているのではないかとことです。今の段階でこういう問題を含めたところで留保財源や財源超過の問題というのが考えていく必要のある問題になってきているのではないかとというのが問題として挙げている一つ目でございます。

(P P)

次でございますが、これは財政調整制度の原資のあり方が問われてきているのではないかとということで、1つは先ほども示しましたとおり、地方法人税の創設と交付税原資化の問題ですけれども、もう一つ、平成27年度に交付税原資の法定率の見直しが行われていて安定性の向上ということでの見直しですけれども、この問題も含めまして原資のあり方が問われてきていると認識しています。

また、この原資の問題ですけれども、問題をめぐって、交付税の問題というのが東京都、特に特別区問題にな

ってきている側面があるのではないかと考えています。これまで交付税というのは、東京都を除くということで考えることも可能であったのだと思いますけれども、この問題が出てきたということで、東京都の大都市部の財源超過が非常に大きいですとか、実際、市町村民税の法人分は都区財調の原資でもありますので、直接的にも関連するというので、こういう問題になってきているのではないかと思います。

あと小見出しのところに「地方団体間の連携」というかぎ括弧つきの言葉を入れさせていただいているのですが、これは言葉の使い方としてふさわしいかどうかというのは自信がないのですが、思いつかずにこの言葉になってしまっています。この言葉を入れた意味というのは、原資の部分が実質的な水平調整になっているので、原資の中に都市対地方の対立の構図がつけられているときに、この連携が課題になるのではないかとという意味と、この問題に対しての東京都のスタンスということと考えたときに、もちろん都としての立場というのは当然あると思うのですが、ほかの団体との関係ですとか、あるいは特別区との関係というのを考えたときに、連携という言葉を使っているのかわからないのですが、そのところをどう考えるかということで非常に難しい問題があるのではないかとということで触れさせていただいたところです。

(P P)

あと、最後でございますが、財政需要の問題がやはり問題になってくるのだと思います。これは地方団体全体にかかわる問題だと思いますが、先ほど交付税は格差があっても需要額が算定を通じて標準的財政需要で保障されている。そこが保障されている限りでは問題にならないといえますか、そこは保障されている格差なのだという作りではないかと申し上げましたけれども、そのときには基準財政需要がちゃんと標準的財政需要を算定しているかということが問題になってきて、近年は財政需要というより、財政調整のための算定になってきているということもありますし、特に行革ですとか、成果指標といった手法で繰り返し算定を行うということが起きてきておまして、これは標準的財政需要を見積もるといふ算定の趣旨からは外れていると思いますので、ここは改善していくべき点があるということ。

それと、あと財政需要自体に投資的経費から社会保障関係経費へのシフトという構造変化が生じているということがあって、この財政調整制度への影響というのは意外と大きいのではないかと考えているところですが、先ほどの臨時費目の算定もこういう中で出てきている問題かもしれませんので、こうした変化も含めて、どういう財政需要を見ていくべきかということは、小規模団体にとってもそうですし、大都市の財政需要ということでも検討が必要になってきているのではないかと考えているところです。

以上です。

【小委員長代行】 ○○委員、ありがとうございました。

ただいまの○○委員のプレゼンテーションについて、中身の議論は後段でということなのですが、説明の内容ですとか語句の記述ですとかについて何か御質問があれば今ここで承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、続きまして○○委員のプレゼンテーションのほうに移りたいと思います。

それでは、○○委員、よろしくお願いいたします。

【○○委員】 ○○です。

道府県税の偏在性ということで、今日はメインのテーマは地方財政の財政調整の話になるのですが、その前提として、税収の格差が存在するというので、それが現状どのようになっているかということを確認するのと、あと今後の何かしら研究、分析のために、割と簡単な手法で格差、偏在性の変化というものを確認していくことができますので、昔、こういう論文を書いたことがあるのですが、その続編というか、最近どうなっているかということをも自分でも確認するという意味も込めて今回プレゼンを準備させていただきました。

では、早速、始めさせていただきます。

(P P)

大体御案内のとおりの内容が多いかと思うのですが、道府県税の偏在性ということで、2013年度決算、平成25年度決算で見ると、一人当たりの道府県税収入というのは東京都が一人当たり約19万円であるのに対して、最も低い沖縄県が一人当たり7万2,000円ということで、東京、最大値を最小値で割って、約2.6倍ですよというのがよく使われる格差の代表的な表現というか、わかりやすいところで使われる指標になるかなと思います。

2.6倍というのをどう捉えるかというところで、過去、最近のピークは2007年度になるわけですがけれども、そのときの3.3倍から大分縮小してきているという側面はあります。では、この十数年程度ですけれども、偏在性がどのように推移してきたのか。例えば2007年度に住民税の税源移譲がありまして、その後に地方人特別税の創設などというのがありましたが、それらがどのように影響してきているかということを確認できたらいいなということで進めさせていただきます。

(P P)

もう少し13年度決算の中身を見ていきますと、全国で道府県税収入の総額というのが1兆4,739億円で、そのうち東京都は2兆4,989億円ということで、全国の税収に占める東京都の割合が16.9%ということになります。これをここで東京都への税収の集中度というように呼んでおきまして、では人口のほうはどうかという、住民基本台帳人口の2014年1月、これが13年度の値を評価するときに最近よく使われる。その前の年までは、基本3月31日の数字だったのですが、変更があったりして、13年度についてはこの値が使われることが多いのですが、これでいくと全国1億2,844万人のうち、東京都に1,320万人ということで、東京都の人口というのは全国に対して10.3%ということで、人口は全国の10.3%が東京都にいて、でも税収は16.9%入ってくるということは、その間の乖離というのが一人当たりの税収の違いによるということで、この住民基本台帳人口で割った一人当たりの税収が、東京都が先ほどの18.9万円になりますが、全国は11.5万円ということで、これを単純に割り算すると1.65倍ということになりまして、この税収の集中度16.9%というのは、人口の集中度10.3%に1.65倍を掛けたものになるということになります。

(P P)

これはテクニカルなところで、そのつくりの確認ということで、この後にも使うので定義を書いてありますが、 $N_A$ というのは全国の人口、 $N_i$ というのを地域 $i$ の人口。4ページになります。 $T_A$ というのを全国の税収、 $T_i$ を地域 $i$ の税収として、 $T/N$ というのを一人当たりの税収です。ここでは $\tau$ という文字を使っていますが、 $\tau_A$ というのが全国の一人当たりの税収、 $\tau_i$ が地域 $i$ のものということで、これらの関係がこんなような感じになりますので、 $T_i/T_A$ というのが先ほどの地域 $i$ の税収の集中度です。それが右側、地域 $i$ の人口の集中度掛ける地域 $i$ の一人当たりの税収の対全国比というものであらわすことができます。東京都の場合は、先ほどの16.9%の税収の集中度が人口集中度10.3%に1.65倍を掛けたもの。これが最も小さいのは、一人当たりの税収が低いのは沖縄県ですけれども、税収の総額で見たときに一番低くなるのが鳥取県になるのですが、全国の税収の0.35%が鳥取県ということになるのですが、人口は0.46%であるのに対して、一人当たりの税収も全国よりも低いということで、それを掛け合わせてさらに低くなっているという形になります。

(P P)

では、この東京都に着目して、東京都の人口の集中度、税収の集中度等がこの十数年間でどう推移してきたかというのを見たのが5ページになります。

下のオレンジの線、これが人口の集中度ということで、この2001年度の東京都の人口集中度は9.4%。これが毎年ちょっとずつ上がって、約10年間でちょうど1ポイントぐらい上がる形になって、13年度は10.3%ということで、少しずつ東京都への人口の集中が進んでいるというのがわかるわけです。

それに対して、では、税収の集中度はというと、こちらは先ほどの〇〇先生のプレゼン資料の中にもあった動きとかなり同じような、先生のは先ほどの90年ぐらいからありましたけれども、私のは2001年からということで右半分ぐらいのものになりますが、2007年度ぐらいにかけてちょっとずつ上がっていったものが一旦落ちて、最近少し上がっているというのが東京都への税収の集中度であり、この動きは人口の集中度の動きとはまた大分違うわけですが、景気動向等を反映していますので、一人当たりの税収の全国比というものとも似たような動きをしているということになります。

(PP)

では、その格差指標、偏在性指標を何で見るかというときにいろいろな見方があって、よくメディア等で使われる、あるいは総務省の資料にもよく出てくるのが、一人当たりの税収の東京都の値を沖縄県で割った、最大値割る最小値というものです。これはMAX/MINということで、ここではオレンジの線がこうなっていて、2013年度決算であれば2.62倍になりますけれども、最も高かった2007年度が3.27倍、2001年度は2.98倍からスタートしてこんな動きになっているということです。

ほかにも〇〇先生のところでタイル尺度が出てきたり、あるいはジニ係数などもありますけれども、大体似たような動きをする、なおかつ計算の簡単な指標として変動係数というものがあります。それも細かいところでは違う動きもするのですが、大体似たような動きをしているのがわかるかと思います。要するに2001年度から2007年度にかけて上昇し、その後、落ちて、2012年度から2013年度にかけてちょっと上がっているということです。

この2つの指標の一番の違いというのは、上は、47個本当は情報がある中で、最大、最小という2つの情報だけに依拠したものということで、ほかが変わっても変わらなくても、例えば沖縄県の値だけが変わることによってこの値は大きく変わるわけです。というようなところで、全体の情報をもっと使ったものというのが、これは47都道府県全ての情報を使っているのが変動係数であったり、ジニ係数であったり、タイル尺度になるということになります。

そういう意味で言うと、変動係数のほうがすぐれてはいるのですが、それと似たような意味合いを持つものとして、結局、変動係数の動きというのは東京都の動きにかなり大きく左右されるのです。東京都だけぽんと抜けているところがあるので、変動係数で見ても、最大、最小で見ても、東京都の動きというのはかなりどちらにも大きな影響を与えるということになるので、そうすると、東京都と全国の値の比というのはこの下の青になるのですが、これも全体の動きをある程度、全体の情報を使った上で、なおかつ変動係数と同じような動きをするというようなことで、これがこの後、扱いやすいものですから、こちらの指標を1つターゲットにして分析をしているということになります。東京都の値が全国の一人当たりの税収に対してどれぐらいの割合になっているかというものです。

(PP)

では、この3つの指標、本当は時間があればジニ係数やタイル尺度ともやってもよかったのですが、相関係数をとると、東京都対全国の値というのは、最大、最小とも0.96という相関になりますし、変動係数との間でも0.98という非常に高い相関になりますので、この東京都対全国という値を1つ指標としてもそんなに大きな問題はないだろうということです。

(PP)

では、これをターゲットにして税目別の分解をやっていくということで、細かく分けてもいいのですが、個人住民税と法人二税と地方消費税とその他という4項目に分けています。細かいところは割愛させていただきます。

(PP)

2013年度で見たときに、各項目の税収の構成比等がどうなっているかという、今もありましたが、個人住民税が33.8%、法人二税が23.8%、地方消費税が17.9%、その他が24.5%。東京都で見ると、またこれが少し違って、法人二税の割合が少し高いのですが、東京都の一人当たりの数字はこれです。その対全国の値というのは、この値になっていまして、これらを使って分解をしていくということになります。

(P P)

税目別の寄与度分解というのをこれからしていくのですけれども、東京都の一人当たりの税収が全国の税収に対してどれぐらいの割合になっているかというのは、各税目の東京都対全国の値というのに、その税目の構成比を掛けたもの、これを全部足すと全体の偏在性指標になるということで、ここで税目ごとの分解をしていくということになります。

(P P)

これを2013年度の数字でやるとどうなるかという、まず全国の一人当たりの数字が税目ごとに見ると、こうなっていて、その下が東京都で、全国の構成比がこうなっていて、東京都割る全国がこうなっていてということで、この全国の構成比と東京都の一人当たりの税収、対全国比というものを掛け合わせたものが全体の1.65の構成要素になってくるのです。割合として33.3%と37%とか出てきていますけれども、要するに個人住民税は全体の三十数%を占めていて、なおかつ寄与度としてもそれぐらいあるというのは、個人住民税の偏在性が全体の偏在性と大体同じような程度を持っているからなのです。それに対して、法人二税については、税収の比率で言うと全国二十数%ですけれども、偏在性指標に占める程度というのは37%ということで、これは法人二税の偏在性自体がほかの税目よりも大きいからということです。それはこの数字が高いということによるものになります。

(P P)

これをその年ごとにざっと計算したのがここで、ここだけでは一見よくわからないところもあるので、でも特徴的なところとして、個人住民税の寄与度が2007年度からがと高くなっているということと、法人二税の寄与度が2007、2008で減った後、2009以降でぐっと減り、13年度でちょっとだけ上がっているというところなんです。ここら辺で見てとれるかと思います。

(P P)

これをさらに年度間の変化に対する税目別寄与度分解ということで、説明が舌足らずになっていて恐縮ですが、特定の税目の偏在性が変化したことによる効果と、その税目の税収が増えたり減ったりしたことによる変化というのが構成比の変化ということなのですが、そのどちらによるものかということに分けて分解しているのがこの式になります。

(P P)

例えば2012年度から2013年度でいきますと、一人当たりの東京都の税収を全国の値で割ったものというのが、2013年度は先ほど見てもらった1.65なのですが、2012年度は1.58でした。だから、0.07ポイント増えたということになるのですが、この中身というのは、法人二税の偏在性そのものが上がったというのが0.03ポイント寄与していて、要するに法人二税の税収が増えたからなのですけれども、法人二税の構成比が増えたことによっても0.03ポイントあるのですが、構成比については、この税目で増えればほかの税目で減るということになりますので、ここをトータルすると帳消しになる可能性もあるのですが、この場合は少し残ります。0.02ということで少し残っています。

これはどういうことかという、もともと偏在性の高い法人二税の構成比が高まったので、全体として偏在性が少し上がったと解釈していただけるとよいかと思います。ただ、法人二税の税収が増えただけではなくて、法人二税の偏在性そのものも高まっているということで、両方の効果で2012年度から2013年度の税収の偏

在性の拡大というのは説明できるということになります。要するに、ひとえに法人二税ということですが、これは制度変更があつてというよりは、景気がよくなってくると法人二税のウェートというのは高くなってきますし、それと同時にもともと多いところでの増え方というのが大きくなりますので、その影響によるものと解釈できるかと思います。

(P P)

というのを1年ごとにやって、これは細かいのですが、見ていただきたいのは2007年度です。ここに大きな0.16というポイントがあります。15ページの06から07というところに、個人住民税の構成比のところに0.16と出ているのですが、これは個人住民税の構成比、つまり、税源移譲で個人住民税が増えるわけですけれども、それによって偏在性の数字がこれだけで0.16ポイント上がる形になるのですが、ただ、構成比はほかのところでも減りますので、ほかのところの効果と合わせるとほぼゼロになるのです。これはどういうことかということ、もともと全体の偏在性と個人住民税の偏在性がほぼ同じ程度なので、このウェートが高まったところで全体の偏在性は変わらないということになります。

むしろこのときは景気がよくなったことによって、法人二税の偏在性が上がっているという部分だけで全体の偏在性がちょっと上がっているということになります。ということで、税源移譲の影響はほとんどないということです。

(P P)

今度は地方法人特別税の影響を本当は見たいところではあるのですが、地方法人特別税は2008年度に創設されて、税収に影響が出てくるのは2009年度に半分ぐらい、2010年度でほぼ完成するという形になるのですが、その間、景気後退もあつて、そもそも税収が減っていくという側面もあるのです。なので、ここでは実はこの分析だけでは、そのどちらの影響によるかというのは識別できない。これはやろうと思えばできるのですが、この分析だけではできないことになるのですが、どちらの影響かというのは置いておくと大きな影響が出ていまして、2008年度から2009年度については、法人二税のウェートがまず減るので、この場合は、偏在性の大きな税目のウェートが減ったということで、全体の偏在性にも大きな影響が出ています。特に2008年度から2009年度です。0.16ポイント偏在性指標が低下したことになるのですが、そのうち0.14ポイントは法人二税の構成比が減ったことによるというように解釈することができるかと思います。

(P P)

2012年度から2013年度については、先ほどお話しさせていただいた法人二税が増えたことによるということで、まとめますと、時間を超過してしまいましたが、都道府県税の偏在性というのは、2001年度以降は2007年度がピークになっていて、そのあと、2012年度まで低下して、2013年度まで上昇したという側面があるのですが、税目別に分解したときに、2006年度から2007年度については税源移譲があつて、個人住民税のウェートが増えるのですが、構成比が変化しただけで全体の偏在性には影響がない。それに対して、2008年度から2009年度については、法人二税の構成比の低下。これは地方法人特別税の創設による部分と、景気後退による部分が両方入っているということになるのですが、この構成比の低下でもって全体の偏在性は低下しました。2012年度から2013年度については、法人二税の偏在性が上がった部分と構成比が上がった、両方の効果で少しだけですけども、偏在性が上昇した。これはちょうど先ほど〇〇先生が、留保財源が近年12、13、14と格差が拡大しているとおっしゃったところですが、その背景にあるものとして考えていただいてもいいのではないかと思います。

済みません、オーバーしてしまいましたが、私からは以上になります。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今、御説明いただいた〇〇委員のプレゼンテーションについて、何か語句の説明ですとか、もしお聞きになりたいことがございましたら、この時点で。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 御説明どうもありがとうございます。

推論になってしまうかもしれませんが、2014年度に地方消費税が増税されることになるので、それによる今と同じような分析をした場合に予想される結果を、もし推論できるならば教えてください。

【〇〇委員】 恐らく地方消費税そのものの偏在性が全体のよりも少し小さいので、その構成比が上がることによって全体の偏在性は少し下がるのではないかというように思われます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございました。

固定資産税についての分析というのは、何かなされていますか。

【〇〇委員】 これと別にということですか。

【〇〇委員】 これと別に結構です。

【〇〇委員】 これを市町村でやると、全然また違う絵が見えてくることになるのですが、地方で人口の少ないところでダムとかがあって固定資産税の税収が沢山入ってくるようなところが断トツでトップに出てきたりして、そこら辺はほとんど固定資産税だけで説明できるみたいな結果、市町村はこれと同じものでやると出てきたりするのです。人口の少ない、例えば町村を抜いて都市だけでやるとその影響は小さくなって、個人住民税の影響が強くなるとかというような形で、市町村でもやることはできます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

【会長】 テクニカルな話で、先ほど地方法人特別税の話があったのですが、御存じのとおり、地方法人特別税はその後で地方譲与税として配分し直します。これは配分し直す前の数字を使っていますね。

【〇〇委員】 し直す前です。

【会長】 譲与税のところは入れていないということですね。

【〇〇委員】 入れると、これ自体の偏在性がもう少し小さくなるので、全体の偏在性はもう少し下がることになります。構成比が下がっただけではなくて、偏在性自体も下がるので、全体の偏在性も下がる。

【会長】 ありがとうございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

あといかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、〇〇委員、どうもありがとうございます。

では、続きまして〇〇委員、よろしくをお願いいたします。

【〇〇委員】 明治大学の〇〇でございます。

(P P)

私は財政学の専門家ではなくて、どちらかという租税法の専門なので、皆様方とは少し違った立ち位置になるかと思いますが、一応、自分の知っているというか、海外で研究していたこともありまして、今回はドイツの話を中心に地方財政制度というのですか。財政調整というと、恐らくドイツ語だとFinanzausgleichと言うのですけれども、それ以外の点も多少含めて、地方でどうやって税収というかお金を集めようとし

ているかということについて簡単に御説明したいと思っております。

(P P)

最初に、簡単なおさらいとして、ドイツは連邦制度をとっておりますので、皆様も御存じのように連邦政府がありまして、その下という言い方は変ですけれども、それとほぼ同格な形で州政府というのはございます。その下にですけれども、Gemeindeと言って、いわゆる市町村。先ほど〇〇委員がおっしゃいましたけれども、ドイツで地方税といいますと、実は都道府県というか、日本の都道府県みたいな州税ではなくて、Gemeindeレベル、市町村レベルの税金について主に語ることになります。その点がまず違うという点を整理させていただきたいと思います。

どういうことかという、中央政府の力が余りないというか、基本的には州政府が税金関係、財務省が全て徴収をしますので、その点に関して誤解がないようにということです。

何でそんなに州に力があつたのかというのは単純な話で、ドイツが19世紀に統一するときですけれども、どんだん編入という形でプロイセン、当時の一番強かった国ですけれども、そこに編入していったというところがあります。そのときにもう既にある程度、主要な財源というのが出てきましたから、「獲得税」の「獲」が間違っております。申し訳ありません。いわゆる所得税とか法人税以外のものは既に大体決まっていたということでございます。

とはいえという言い方は変ですけれども、ドイツで地方税というものはどういうものがあるかという、いわゆる最近一瞬有名になりましたけれども、犬税とか、娯楽税といいますけれども、いわゆるカジノですね。ドイツ人は余り賭け事が好きではないのですけれども、いわゆるホテルとかそういうところでカジノをするという習慣は多少あるので、そこで取るというのがあります。

最近一番メジャーなのが、恐らくは東京都も導入されておりますけれども、宿泊税というもので、これが今一番まともというか、うまくいっている地方税の税目だという気がいたします。ベルリン市が特に課税をしておりますのが有名です。

あと、お酒を販売する免許税というのがありますけれども、現在はほぼ廃止されております。

結局のところ、何が州というか地方を含めて地方の財源になっているかという、所得税の一部の財政調整と、いわゆる営業税とか事業税と言われておりますけれども、その収入ですが、後者につきましては、特に景気の好不況の動向を受けやすいということもありますので、実は事業税改革をどうするかというのを延々とドイツは議論しているというのがここ十数年です。ミレニアム以降の動向ではございます。

先に結論を申し上げて、余りうまくいっていないということです。どうしてかという、このスライドは営業税と事業税がごっちゃになっていますけれども、どこの国でもあるのでしょうかけれども、結局、税率の引き下げ競争というのは各地域ごとにやっちゃって、主に引き下げているのは大都市の周辺です。いわゆる、ドーナツ現象のところと、過疎地域ですけれども、この辺がとまらなかったということです。

あと、事業税に関しては、法人税法上の理論上いろいろと問題があるということで、かなり廃止せよという議論が政界だけではなく学会からもあつたのですけれども、特に、急先鋒だった政党があるのですが、FDP、ここが政権を2年前に離脱してしまったので、そのあたりで地方税がうまくいっていないというか、改革がストップしているというのが実情です。

(P P)

財政学の先生方におかれましては御存じだと思われませんが、簡単に説明させていただく、財政調整というのは垂直的なものと水平的なものがあるというのがございます。

(P P)

少し時間がないので先に行きますけれども、どういうものが垂直的財政調整の対象かという、連邦税として

は一応消費税と保険に関する税金です。それから超過課税があります。州税に関しては、これはおもしろいなど思うのですが、国税なのですが、州に配分されるということで相続税が入っております。ビールは、ドイツは健康を害するものとは思われていないので税率は高くないのですが、ビール税があって、カジノ税があるという形です。

市町村に関して固定資産税とか不動産取得税というのがあるというのは、どちらかという、こちらに固有のものという意味が強いかわかれます。

(P P)

さらに話を先に進めてしまって申し訳ないのですが、垂直的財政調整の中身としまして、どういうようになっているかという、所得税は連邦と州レベルでほぼ半分というか均等に分けるという形になります。日本の感覚からすると非常に不思議ですが、逆に言えば、州の行政権限が多いということを見ると、これぐらい取り分があっても当然かなという気が個人的にはしております。

利子・キャピタルゲイン税というのは、2008年から導入されておりますけれども、これも半々に分けるという形でやっております。法人税はきっぱり半分ですが、1つだけ気をつけていただきたいのは、市町村のレベルに所得税と利子とキャピタルゲイン税、こういうものの配分が行き渡っているという点が特徴的です。これは、今年度は手に入っていないので2014年度の連邦財務省の資料です。

(P P)

消費税ですが、最初のころというか1995年ですが、今から20年ほど前の段階では市町村への配分割合はゼロでございました。これが2000年になった時点で、政治的な理由もあるのですが、2.1%までいき、その分、州と連邦の取り分が減っておりますけれども、それがだんだん動いていって現在に至るという形になっております。

(P P)

財政的調整の話も説明をするのを前後してしまって大変恐縮ですが、狭義の水平的財政調整に関しては、地方自治体が相互に財源を移転していったり財政力格差を調整していくということで、これは独特かと思えます。

連邦国家型というのですが、これは話が飛んでしまって大変恐縮ですが、昨年秋にスウェーデンから研究者を招聘して、本学というか明治大学で客員研究をしていただいていたのですが、そのときに講演していただいたときに同じことを私はたまたま聞きました。こういうことをするのは決定していなかったのですが、聞いていたときに、実は狭義の水平的財政調整というのはスウェーデンも適用していて、ただし、この適用が妥当かどうかということに関しては、一旦憲法訴訟になっていることが出ているということです。

スウェーデンとドイツが同じような国家体制をとっているとはとても思えなくて、あそこは私よりも恐らく、本日お見えになっていらっしゃる〇〇委員とかのほうが詳しいと思いますけれども、南部の方が明らかに工業地域で、北の方はほとんど何も無いという地域ですから、これを日本の現状と一緒にしていいのかとか、そういうのはまた問題ではありますけれども、興味深い論点ではあります。

(P P)

日本のやり方というのは水平的効果を持たせる垂直的財政調整だと思いますけれども、皆様のほうが当然御存じだと思いますけれども、当該地域の税収を基準として算定してとあります。ドイツの場合は、給与税というのがいわゆる源泉徴収税で取られておりますけれども、これを居住地基準として、法人税の場合は法人の所在地を基準としてやっております。利子・キャピタルゲイン税に関しては、金融機関からの源泉になりますので、金融機関を基準にして取っております。

(P P)

続いて、赤字と黒字の団体の地方公共団体の調整についてですが、原則として人口数で行っているとい

うことです。消費税に関して水平的調整を行っている場合は、総額の州への配分額を除いた25%を上限にしています。ドイツは何でもややこしくと言ったら変ですけども、租税法主義が徹底しておりまして、ボン基本法という憲法に当たるものと、AO国税徴収法と読むのか、租税手続法と訳するのかよくわからないですけども、そういうところの2条できっちり規定をされております。

あと、ものの本には財政調整と必ずしも含まれてはいないのかなと思いますけれども、もう一つ、東西ドイツ統一の後のすごく印象的な話として、東西の経済力負担格差をある程度やわらげるために、旧西側諸州から一方的に東側諸州に財源移譲を行うという、余り評判がよろしくない制度がございます。これはSolidaritätzuschlagと書いて、Zuschlagという言葉はタックスではなくて、特別料金とかそういう印象のもので、多分頭の中では狭義の税とは考えられていないのだと思いますけれども、これによって西側地域に住んでいる人たちの所得、金融所得が特にありますけれども、一方的に西側から東側の州に動くという制度があります。これは東西ドイツ統一後に一時的に暫定的に入れると言っていましたけれども、暫定的と言いつつ、憲法訴訟も起きているにもかかわらず、まだ20年ずっと続いていて、ただし、これは私、本日配付資料を参考で卓上配付させていただいておりますけれども、余りこれは旧東側地域の経済力を上げるためのものには必ずしもなっていなかったのではないかと。むしろ補助金漬けにしてしまっただけでマイナス要因が多かったのではないかと気がしております。

(PP)

2015年現在ですけども、話をどんどん飛ばしてしまっただけで大変申し訳ないのですけれども、第2次メルケル政権というのがありますけれども、これが前回13年までの政権です。ここで事業税、営業税改革が失敗してしまったことによって、ゲマインデと書きましたけれども、市町村と小さい弱小の市町村は連合というのをつくっていて、ゲマインデ連合というのをつくっているのですけれども、そういうところは独自財源が全然足りない状態がずっと続いております。これは連邦レベルでは奇跡的だという言い方は変ですけども、ドイツ経済は域内ではよいことになっておりますので、税収が自然に上がっておりまして、今、正直に言って、連邦マターで税制改革というのは大きな問題にはなっていないのですけれども、地方自治体にとっては決してそういうことだけではないということがございます。

東西ドイツの各州とか、ゲマインデ間での経済力格差というのが従来ずっと問題とされていたのですが、現在は本当は豊かだったはずの旧西ドイツ側にあった地方公共団体でも財源調達に苦しんでいるところは幾つか出てきているというのが少し特徴かなという気がします。

大都市と書きましたけれども、いわゆるデュッセルドルフとか、ハンブルクとか、中規模な公共都市です。産業は非常に豊かなところですが、その周辺地域です。Kreisというのは、いわゆる東京都下とか、そういう郡部みたいな感じのところですけども、エッセンというのは、デュッセルドルフ市から30分ぐらいの町ですけども、ここも今うまくいっていないのです。ハンブルク州に隣接する通勤圏の、ハンブルクはハンザ都市なので、東京都の特別区と同じような地方公共団体といえますけれども、その北部にある30分ぐらいのところにある、このアーレンスベルクという町も、私、この春に行ってきましたけれども、非常にきれいな町ではありましたが財源がないとっているのです。特にアーレンスベルクに関しては営業税の引き下げ競争をやって失敗したというのがあります。どうやら逆ドーナツというのですか、ドーナツ現象の逆になっているのかなと思います。

端的に言いますと、前回、〇〇委員が御報告されていたのを拝見していて思い出したのですが、ヨーロッパの場合は特にすみ分けが激しくて、豊かな人が住む地域とそうでない地域というのがはっきり色分けしているところが実はあるのです。かつては大都市の真ん中に住むことはよくないと言われていて、それは子供の教育レベルが下がるから余りよくないと言われていて、みんな郊外に住んでいる人が多かったのです。逆に郊外に子供がい

るということは、学校とかそういうのを建てなければいけなくなってしまって、そういうのにかかる費用というのを出していくのにだんだん税収が足りなくなってきたというのが1つの答えなのかなと思っています。

職場と行政地が、居住地と職場が異なる行政区域になっているという、日本でも起き得る問題かなと思っています。ただ、さりとてという言い方は変ですけども、教育制度の問題と書きましたが、別にドイツはみんながみんな大学に行かなくてはいけないというところでは決してなくて、職業訓練をやっている人もそれなりに優遇されるというか、別にそれはそれでいいという国でもありますし、私も最近見て不思議だなと思ったのですけれども、地元愛の強い人たちと書きましたが、L o k a l p a t r i o t . 貧しかろうが、自分の地域がよその区域よりも何かお金が足りなかりょうが、ここは我が故郷だから絶対離れないという、そういう人たちも一定割合はいるのです。そういう人たちがいるということで、一時言われていたほど人が失業するからといってどこかの町に行ってしまうということでもどうやらなくなってきたのかなというのが、統一して20年以上たちますけれども、最近の現状かなという気がしております。これはまだ私もいろいろ調べている最中なので確定というわけではないのですけれども、別に経済的な豊かさだけがどこに住むかという指標になっているわけではきっとないのかなという気はします。

(P P)

あと簡単に言ってしまって申し訳ないのですが、駆け足になってしまって大変恐縮ですけども、税制改革に関して簡単におさらいをさせていただくと、今、税制改革のもとになるのは、今はどちらかというと保守の政権ですけども、実は2000年にありましたSPD、今野党となっていますけれども、そちらの政権がやった税制改革、一大改革ですが、これがボディーブローのように10年ぐらいたって効いてきて今に至るという感じです。これはもちろん社民党政権なので、本当は労働者に対して優しい政策をすればよかったのですけれども、この時期、ドイツの経済はどん底だったこともありまして、シュレーダーという人は、SPDは伝統的に労働者に優しい政党だったにもかかわらず労働組合が好まない政策をどんどん入れたのです。簡単に言うと、社会保障の費用を削減しますとか、今までずっとキャピタルゲインは原則非課税だったのですけれども、課税しますとか、いろいろと評判の悪いこと、一般受けは必ずしもしないことをやってしまったというのがあります。

その左派連立政権の第2弾の改革の時点で地方税が少し動いたというのは現状であります。2003年、2004年ぐらいです。私、このころはちょうどドイツにいたのですけれども、確かにみんな話題が暗かったなという気がします。帰ってきたのが2006年ぐらいだったのですけれども、そのころになってちょっとぐらい日差しがほのかに見えてきたという感じで、2008年で事実上第3弾の改革をしまして、大規模、中規模、小規模と書きましたけれども、少しずついい感じにはいるのですけれども、でも、これはだんだん今経済的にうまくいっているのかなと。はっきり言って、EUの中のよその国がうまくいっていないから相対的に上がっているということだけかもしれないのですけれども、そういうことです。

(P P)

その他の論点としまして、気になる点として申し上げたいのは、ドイツの場合は地方政府が地方債の発行をしないで、いわゆる借入金を直接やってしまうというかなり荒っぽいことをやり始めていて、これはK a s s e n k r e d i t と言いますけれども、お手元の参照資料の7ページあたりに私の書いたものではないのですけれども、共同発表させていただいたときの慶應大学の〇〇教授がそれを出されております。

普通は、地方公共団体がみずから借入れをするのが認められるのかどうかは私にはよくわからないのですけれども、余り認められないのではないかと常識的には考えられるのですが、それを最近やっていて、財政調整で足りない赤字を補っているということがあります。東西ドイツ間に関しては先ほど申しましたので省略させていただきます。

今後のドイツ、地方税を含めての改革の予想ですけども、ショイブレという非常に強い政治家が連邦財務大

臣でおりまして、この人がどれだけ動くかという次第です。ただし、彼の頭の中は、一番最後に書きましたが、今、恐らくギリシャ危機で、ドイツ国内のお金をヨーロッパに財政調整している状態ですので、いつまでたっても返してくれないだろう借金をまた払わざるを得ないのかと、そちらが多分彼のほうは頭がいっぱいだという気がします。

(P P)

おまけという形でいろいろ書きましたけれども、このあたりは時間がありませんので、ご覧いただければと存じます。

(P P)

大変駆け足になりましたけれども、御清聴ありがとうございました。

【小委員長代行】 ○○委員、ありがとうございました。

ただいまの○○委員の御報告についてですが、何か御質問ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○○委員、お願いします。

【○○委員】 ありがとうございます。

東西ドイツのところで当初西から東へという必要性があつて、それで憲法訴訟の問題になったというところはよくわかるのですが、今では、そこの旧西ドイツ間での自治体間格差が問題になっているというお話でしたが、その枠組みは同じようなことが今もあるのですか。旧西ドイツの自治体間の水平調整といえますか。

【○○委員】 御質問ありがとうございます。やっちはいるのですけれども、要は大都市、ドイツなので大都市と言っても日本だと中都市ぐらいなのですが、中都市の周りの市のお金がなくなってきているというので、すごく不思議ですけれども、それは先ほど簡単に説明させていただくと、千葉都民とか神奈川県民とかというか、家族は郊外に住んでいて、行政サービスを享受するのは彼らで、お金を稼ぎに行くだけということなので、最初はみんなドイツ人の感覚として、森の中に住むのが好きなのです。タワーマンションに住むのではなくて、郊外で畑仕事、お庭があるといいなというのが彼らのステータスなので、わざわざ遠いところへ住んで通って、学校などは私学もほとんどないですから、そういう公共サービスはどんどん周辺の地区が払わなければいけないのに、会社の事業所はデュッセルドルフとかにあつて、デュッセルドルフ市は結局そこで豊かになっているのですけれども。

もう一つ、きちんと先ほどの説明では申し上げなかったのですが、実際に営業税の引き下げ競争で憲法訴訟になってしまったところは、実は原発を誘致した市町村で、やはり補助金が欲しかったのですが、ドイツの北の方は風が強いので風力発電とかいろいろあるのです。それをやっちゃって、結局引き下げたことに対して周りの市町村が怒っちゃって訴訟が起きたというのがあつて、この辺は日本でも将来起き得るかなという気は個人的にはしております。

【○○委員】 ありがとうございます。

【小委員長代行】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、○○委員、どうもありがとうございます。

続きまして、事務局から、本日の論点並びに資料の御説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、お手元の資料「第3回小委員会の論点」、A4の1枚の資料をご覧ください。

本日は「地方財政調整制度について」をテーマといたしまして、地方財政調整制度の意義、税源の偏在是正についての2点を論点に設定いたしました。地方の役割分担の大きさや財政需要、また、地方法人課税の分割基準や企業版ふるさと納税の是非などについて中心に御審議いただければと存じます。

続きまして、本日の論点に関する前期都税調答申の記載を確認しておきたいと存じます。お手元の資料「平成26年度東京都税制調査会答申の概要（抜粋）」をご覧ください。

1の「地方財政調整の意義」では「国民に一定水準の公共サービスを提供するため、国の責任において財政力の弱い自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠」としておりまして、2の「地方交付税のあり方」では「地方交付税制度は、地方税を補完するものとして、財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要」としておりまして、

3の「地方財政調整制度をめぐる論点」では、税収格差の議論におきましては、地方自治体を実施する行政サービスの大きさを考慮に入れることが必要といたしまして、地方法人特別税、同譲与税及び地方法人税につきましては撤廃し、地方税に復元すべきとしています。

また、今後の議論に向けてといたしまして、地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方税財政制度のあり方については、その充実を図っていくべき。地方税制度はあくまでも、応益性、安定性、普遍性、伸張性といった地方税の原則にのっとり考えるべきとしております。

続きまして、地方財政調整制度に係る資料の御説明をさせていただきます。

お手元の資料、平成27年度東京都税制調査会第3回小委員会、地方財政調整制度に関する資料をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、目次に続きまして、1ページの資料1につきましては、地方交付税制度の概要でございます。

2ページの資料2は、地方交付税等総額（当初）の推移の資料でございます。

3ページの資料3は、国と地方の税財源配分でございます。租税収入の配分比率と国と地方の支出ベースの比率が逆転している状況を示してございます。

4ページの資料4は、国と地方の役割分担を決算ベースで見た資料でございます。国民生活に密接に関連する行政は、その多くを地方で担ってございます。

5ページの資料5は、地方財政の財源不足の状況でございます。近年、税収が回復基調にあることから、財源不足額及び公債依存度は縮小傾向となっておりますけれども、平成27年度では、いまだに約7.8兆円の財源不足が存在しているという状況でございます。

6ページの資料6は、地方財政の借入金残高の状況でございます。約200兆円規模で高どまりとなっておりまして、内訳といたしましては、臨時財政対策債の残高の占める割合が近年増加しております。

7ページの資料7は、地方法人特別税の概要でございます。地方法人特別税は、平成20年度税制改正におきまして、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されたものですが、平成26年度の税制改正におきましては、消費税率8%段階において3分の1の復元にとどまっております。前期の都税調答申では、これは従業者数のほかに課税標準とは無関係の指標であります人口を用いて法人事業税を再配分するもので、受益に対する負担という地方税の原則に反するものとしております。

8ページの資料8は、地方法人税の概要でございます。地方法人税は平成26年度税制改正において、地方税源の偏在是正という観点のみに基づいて、法人住民税の法人税割の一部を国税化し、その全額を地方交付税原資とすることとされたものでございます。

9ページ、資料9は、不合理な偏在是正措置の都への影響でございます。平成27年度の地方法人特別税と地方法人税を合わせた東京都の減収額は約3,000億円となっております。制度創設から現在までの累計で、1兆円を超える減収となっております。

10ページの資料10は、一般財源の人口一人当たり額の状況でございます。地方交付税による財政調整後の東京都の額は全国平均とほぼ同じ水準となっております。

11ページの資料11は、基準財政需要額算定における問題点でございます。大都市の財政需要が適切に反映されていないことなどによりまして、算定された基準財政需要額は、配分技術上の数字に過ぎず、都財政の実態をあらわしていないとしております。

12ページの資料12は、法人事業税の分割基準改正の経緯でございます。平成17年度の改正ではサービス業等について、従業員数に加えて事業所数が用いられるなどの変更が加えられまして、それが現行の基準となっております。

13ページの資料13は、地方法人課税の分割基準の問題点でございます。平成27年度与党税制改正大綱では、大法人向け外形標準課税のさらなる拡大に向けて、分割基準のあり方等について検討するとされておりますけれども、前期都税調答申では、財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と経済活動の対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせてしまうとしております。

14ページの資料14は、地方消費税の概要でございます。

15ページの資料15は、地方消費税清算会計の問題点でございます。平成27年度税制改正におきまして、人口のウエートが増えるという地方消費税清算会計の見直しが行われたところですが、前期都税調答申では、清算基準は、あくまでも税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、都道府県間の財政調整のために用いるべきではないとしております。

16ページの資料16は、ふるさと納税制度の概要でございます。

17ページの資料17は、企業版ふるさと納税に関する新聞報道及び都知事の定例記者会見における発言でございます。記者の質問に答える形で、企業版ふるさと納税については反対と表明をしております。

18ページの資料18は、税財政制度改革に係る全国知事会の主張の変遷でございます。これまでは、税源の偏在性の少ない税収が安定的な地方税体系を構築していくことが重要と主張してきましたけれども、平成26年度税制改正時には、法人住民税法人税割の国税化による偏在是正を一定評価するなど主張が変化をしております。

19ページの資料19は、東京都における大都市としての財政需要でございます。東京の社会資本の多くは、高度経済成長期に建設されたため、全国より早く更新時期を迎えること。また、急速に進む少子高齢化に伴う介護給付等の負担や、都市部に待機児童が集中する中で、今後も保育サービスの整備が必要となっておりまして、保育所や特別養護老人ホームなどの施設整備に必要な用地取得には、地方圏の10倍ものコストが必要となっております。

最後の20ページの資料20は、前回の小委員会でもお示ししておりますが、まち・ひと・しごと創生の概要でございます。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました論点と事務局資料について、まず初めに御質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、最初にいただきました3人の委員の方のプレゼンテーションの内容も踏まえて、早速審議のほうに入っていきたいと思っております。

事務局から論点ということで、地方財政調整制度について、その意義ですとか、財政需要、財源不足の実態、それから、税源の偏在是正の問題についてということをお話していただいております。どなたからでも御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 それぞれに御説明どうもありがとうございました。

今回の都税調での議論で地方財政調整制度の話をするときに、少し置かれている環境が以前に比べて変わっているところがあるのではないかということを感じておりまして、長くなるかもしれませんが、私の認識を申し述べさせていただいて、それで意見を述べたいと思います。

いみじくも今日は「骨太の方針2015」の概要を事務局が席上配付されておりまして、結局、もう釈迦に説法ですけれども、地方交付税がどうなるかというのは、国の予算編成の中で地方財政計画というか、地方財政対策があって、それによって、まず総額が決まる。その総額の決まり方がどういうフレームワークになっているかということが一番最初に重要になってくる。それが概要の紙の4ページの脚注2にあると私は思っています。

つまり、この脚注2には、地方一般財源総額は2018年度までにおいて2015年度地方財政計画の水準を下回らないように実質同額確保するという事は考えているのです。ただ、これは今までも安倍内閣になってからも、いわゆる地方一般財源総額の実質同額確保という言葉は使われてきたのですが、消費税が増税されてからという局面において、この言葉の持つ意味が変質しているということです。

どういうことかということ、私なりの解釈なのでこれが絶対正しいかどうかは存じませんが、私の解釈は、今まではそれなりに地方も財源不足があって、なかなか増税もできなくて、だから、その中で別枠加算だとか、歳出特別枠だとか、いろいろ財源確保の方法を考えながらも、実質同額確保は忘れないでくださいよという、ある種地方の一般財源を確保する立場を維持するようなトーンが強かった。今後はそうではないと私は思っています。つまり、同額確保はいいのだけれども、同じ言葉なのだけれども、別に減らされるということはないのだけれども、増やされないということです。つまり、これから地方消費税も増えてくる。景気が上向いているということは、個人住民税や法人二税の税収も上がってくる。そうすると、地方財政計画上の地方税収は増えてくる。もちろん地方交付税と国税財源も増えてくるとなると、もちろん喜ばしい話としては、臨時財政対策債を余り出さない方向になってくるというめでたい話もあるかもしれないけれども、今までついていた別枠加算とか歳出特別枠がなくても、地方一般財源総額の実質同額が確保できるでしょうという話になってくる。極端に言えば、地方税収も増える。交付税財源税収も増える。さらにその上に別枠加算も特別枠も残しながら、その上に一般財源をもっと増やしてくれるのかといたら、そういうことはしませんよというように私なりには読めるということです。

これが東京都の財政にどう影響を与えるかということは、私はむしろポジティブなのではないかと思っています。どういうことかということ、そもそも不交付団体なわけですから。交付団体になろうと標榜しているわけではない以上、逆立ちしても交付税をもらうということにはならない。だから、交付税をもらうという立場からすると、この交付税がいくら来るかということは、もとをただせば一般財源総額確保ということがどういう形で国の予算編成の中で実現するかということが気になってくるのだけれども、東京都は、そこは余り関係ない。だけれども、先ほど来、議論があるように、財源超過がどうなるのかとか、水準超経費についてはどうなのかとか、そういうところはもちろん〇〇委員がプレゼンされたように気になるころなわけです。

ただ、ここではあくまでも交付税総額をいくらにするかという話のフレームワークの中で一般財源総額の実質同額確保と言っているまでなので、特に東京都に交付税が来るわけでない以上、その部分についてどうという、ニュートラルというか、別にネガティブなことはない。

ただ、今までの国の予算編成の中で財政当局が言ってきたことは、交付税の増額圧力が国の一般会計の中のほかの経費を圧迫するということに対する警戒感から、東京都に超過財源があるではないかとか、そういう批判をしてきたということなのだけれども、脚注2によればもうたががはまっているわけです。交付税の増額圧力は、私の理解は、本当に財政当局がそう思っているか知らないけれども、交付税の増額圧力はここで食い止められている。そうすると、交付税の増額圧力というのは、〇〇委員が指摘されたように、地方で税源の偏在があって、その税源偏在を、交付税を総額として増額しないと偏在是正ができないということから増額圧力が来るということを経済当局が一番恐れているのだけれども、その圧力がもうないということは、別に極端に言えば、経済当局

の知ったことではないというか、税源偏在は、あとはミクロの交付税の配分の問題であって、交付税総額をもつと沢山交付税を増やさないと税源偏在是正できないという話とは切り離されるというところの局面に今般なったのではないか。

ただ、問題は、つまり交付税をちゃんと確保して増額もらわないと税源偏在是正ができなくてということだと、財務省は交付税を増やす前にやることがあるでしょうとあって、地方法人税を入れてみるとか、地方法人特別税を入れてみるとか、そういうようなことの圧力をかけてきた。だけれども、ここは私の理解では切り離さない。ただ、1つ残る問題は、地方消費税が財源超過につながるので、東京都が持つ財源超過に対してどうやって対外的に理解を求めるといふ局面に私はなっているのだと思います。まさか地方税として入ってくる地方消費税にまで地方法人税みたいにして突っ込むということは基本的にはないだろうと。ただでさえ、そもそも交付税財源として消費税があるのだから、別にそこまで手を突っ込んですべきではないと思いますけれども、問題は、よく指摘されるのは、地方消費税といえども、消費税は社会保障財源として増税するということになっているのだから、ちゃんと地方税としても、それは社会保障のために充当されているということですよと、本当にそうなのですかという、そういう疑問が時として呈される。そこで、私は、東京都はその疑問にきちんと答える。社会保障の財源として、東京都は入ってきた地方消費税を使っているということ。先ほどの事務局資料にもありましたけれども、社会保障の財政需要が増えているというのはもちろんそれだと思います。

もう一つ、ポジティブに捉えるとすると、これは骨太2015のもう一つの重要なポイントですけども、国と地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化というのを2020年までに目指すということになっていて、それに対して、東京都も積極的に財政収支の改善に努めていることを示すということが、この財源超過との対応であっていいのではないかと。それはかなり説得的な説明になるのではないかと。財源超過があっても、お金が余っているのではないかと。自分の独自の、ほかの自治体ではやらないような行政サービスをどしどしやっていい思いをしているのではないかと。そういう思われてはしゃくなわけで、だから、そうではなくて、社会保障に充当しています、さらには債務返済に努めていて、プライマリーバランスを都としても改善することに努めていて、これは国と地方を通じたプライマリーバランスの黒字化にも貢献しているのだというような説明が出てくると、財源超過というものに対する風当たりが東京都に対してかなり弱められるのではないかと。今までの局面と違った説明の仕方。東京都に向けられた目が少し違うアングルから出てくるのではないかと私自身が思っているところです。

以上です。

**【小委員長代行】** ありがとうございます。

今の〇〇委員の御意見なども踏まえまして、先生方、いかがでしょうか。

会長、お願いします。

**【会長】** 〇〇委員、御発言いただき、ありがとうございます。

いわゆる骨太と呼ばれる改革の基本方針、今、4ページの注のところを御紹介いただきました。いま言われたとおり、実際の地方財政計画というのは年末の地方財政対策で決まってくるので、この基本方針自体が果たしてどこまで守られるかどうかよくわからないというのがまず前提としてあるのだと思いますが、内閣が閣議決定していますので、国の側の方針として、今回の予算、概算要求の前提となるものです。国の方針としてこういうことを打ち出したということは、そのとおりだと思います。

その際、一般財源が同額で、地方税が伸びてくればその分交付税が減るだろうという予想が立つのではないかと。この御趣旨の御発言かと思えます。そのようになるかどうかはわからないのですが、そこまで踏み込んで我々が考えるかどうかわかりません。そこをこれから見ていかなければいけないということは、そのとおりだと思っております。

地方財政調整制度について、先ほど事務局から前期の答申の概要を御紹介いたしました。本文のほうは、もうウェブサイトも出ておりますし、皆様の手元にもあるかと思えます。このファイルにも入っておりますので、よくお読みいただければと思います。前期まで、ずっと地方財政調整制度について議論してきて、その結果、こう答申にまとめてきております。私としては、もちろん大枠をつくることにかかわってきましたので、それはこれまでもこういう認識でやってきたし、こういう議論がどこまで通用するのかという観点から今期考えていきたいと思っております。いま言われたとおり、情勢が動いておりますので、それに合わせて変えていかなければいけないところがあるということはそのとおりだと思います。

地方消費税をいわゆる福祉、社会保障に充当するという話ですが、確かに社会保障と税の一体改革という、これは民主党政権のときからやられていることで、これは自民党も民主党も同じであります。消費税、地方消費税の増税分に関しては社会保障を充てるという方針が国から出されていることはそのとおりです。ただし、都税調としては、それについて、もともと消費税あるいは地方消費税というものは一般財源なので、何に充てるということをいちいち言われる筋合いはない、という議論を前期も行っていますし、そういうことを答申にも書いてきました。それについては、東京都としてもそういうことを言ってきたかと思えますので、そこをどう書くかということが出てくると思います。

それから、財源超過、プライマリーバランスに対する東京都の貢献ということについては、これも税制を超えた話になってくるような、いわゆる主計マターの話かと思えますが、観点として、財政健全化が大事であるということはそのとおりです。そういう趣旨を踏まえた議論がなされていくということは当然あり得ると思っております。

私からの感想として述べさせていただきました。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

〇〇委員、何かありますか。よろしいですか。

【〇〇委員】 特に。また別の話になってしまうので、今の話に関してはそれで結構です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 東京都で財政調整の話をするというのは非常に難しいと思うのですが、〇〇委員に質問したいと思えます。地方交付税の制度で、その枠組みで解消されない部分ということで、留保財源と財源超過額の部分を御指摘いただいたわけですが、〇〇委員のお考えがもしあればお聞かせ願えないかと。調整されないからどうなのかという部分ももしあればお聞かせ願えればと思います。

【小委員長代行】 では、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 そこに対しては、積極的にこうすべきだという主張を持つまでには至っていないのですが、ただ、格差があるからどうすると、格差の水準を基準にして是正を図るというのはなかなか難しい話になるのではないかと考えているのですが、ただ、先ほども少し申し上げましたとおり、留保財源で見ているものの中身が変わってきているときに、例えば社会保障の単独事業みたいなものを実はここで見ていて、かつてと違って、ナショナルミニマムのものに近いもので留保財源に格差が出ているときに、では、この格差というのを放っておいていいのかということになると、また少し考えなければならぬ点が出てくるのではないかと。それは格差の是正ということではないかもしれませんが、例えば留保財源率のほうを引き下げることなども話としては入ってくるかもしれないということは思います。ただ、格差の是正ということはどうすべきというのは、なかなか積極的な意見としてまでは出せない状況です。

【小委員長代行】 どうぞ。

【〇〇委員】 今回、〇〇委員のプレゼンは重大な問題提起をされたとは思っています。つまり、先ほども申し上げたかったのだけれども、少し言葉が足らなかったかなと思いつつも今少し補足すると、事務局資料11とかで基準財政需要の算定で何が問題と言っているのは、要は不交付団体になるというのはいい。だけれども、財源超過額が大きくなることで目くじらを立てられるのは、それは話が違いうだろう、と本当は言いたかったわけです。

だけれども、私は、それも大分局面が変わってきたということも追加で申し上げたいわけです。つまり、どうということかという、地方消費税が今度2017年4月にさらに増税されると、またここが増えることに、今のままとなり得るわけです。そうすると、もちろん会長がおっしゃったように、地方消費税のあるべき姿はそれぞれあるのだけれども、一応10%に上げるというフェーズにおいては、国は社会保障財源だと言っている。そうすると、社会保障財源のために地方消費税を増税して、それで超過財源はきっと社会保障のために使ってくれるでしょうねと多少の誤解も含めて思っていると。それに対して、何の説明もないと、ほら超過財源が増えて、それで財源超過額が増えて、それで東京都ばかりいい思いしているのではないかみたいな話になってしまう。それでは詮ない話なので、そこは先ほど会長がおっしゃっていたように、都税調だけの話では済まないかもしれませんが、しかるべき説明が必要になってくると私は思っています。それをきちんと社会保障にも使っていますよという話があります。資料11も、地方消費税増税対策というか、大都市の需要があるのに加味されていないのでこんなに財源超過になってしまうと言われても困る、そういう計算をされたら困るというほうを前面に出す。社会保障の需要はちゃんと東京でも増えていて、それに対応するためには従来の算定だと財源超過はあるかもしれないけれども、消費税財源も使わないと対応し切れないのですよという説明がまず最初に要る。あとは、財政当局とか国の骨太の方針の議論の中でもあったわけですが、プライマリーバランスは確かに2020年までに黒字化していくのだけれども、できれば臨時財政対策債をもし前倒して償還できるなら、財源に余力があるところは償還すれば、それがプライマリーバランスの黒字化へのサポートになります。財源は超過しているようにみえるかもしれないけれども、それは社会保障にも使っていますし、赤字縮小にも取り組んでいますと言えば、財源超過批判の話が大分避けられるということです。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

先ほどの〇〇委員の御発言で、社会保障において地方単独事業が増えていて、その分の交付税算定の部分が増えているので留保財源を引き下げるといふ御意見ですか。そういうことではないのですか。その点だけ1点お願いします。

【〇〇委員】 その点もそうです。そこで留保財源があると、そこまで見切れないということがあるので、留保財源率を引き下げるといふ話も入ってくるし、恐らく格差の是正ということでももちろんそこは入ってくる話だと思うのですが、両方含めてです。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 今の〇〇委員のお話で、局面が変わってくるのではないかといいましたが、さらに経済が回復してくるとますますそういうことになってきて、今、地方消費税を上げることによって、東京都が裕福になりますと、社会保障を手厚くしますというだけで大丈夫かということもあるように思います。もっと経済が回復すると問題が大きくなります。東京都は大変回復したが、地方ではまだなかなかそこまで至らないところがあって、では、その格差是正をどうするのかという話が出てきます。局面がまた変わって、新たな火種という可能性はあるので、地方消費税を社会保障で使っていますというだけで大丈夫かどうかということもあると思って聞いていたのですが、少なくともそれは必要ですが、さらにまた仮定の話になりますが、どういふように経済が動い

てくるかということにもよるかと思いますが、確かにもしかすると局面が違ってくるかなと私もそんな印象を持ちます。

1点、小さなことでよいですか。事務局のほうでふるさと納税の制度概要のところを説明されたのですが、素朴な質問をしたいのですが、東京都の区市町村は、ここはふるさと納税についてはどの程度されているのですか。どのぐらいの感じですか。ほとんど地方の特産とかももらっていますし、遠くの地方に皆さん寄附しているのかなというイメージがあるのですが、現実に東京の自分のところに寄附ももらっているというのどのぐらいあるのかわかりますか。

【小委員長代行】 事務局、お願いいたします。

【税制部長】 数字がすぐ出るかどうかというのはあるのですけれども、都内市町村も受け入れ自体はやっております。ただ、地方のように積極的に宣伝をしてというところまでは現在至っておりません。

出ていくほうの統計はあるのですけれども、入ってくるのがいくらかというのは、税務当局は資料を持っておりませんので、調べましてわかるようでしたら、また後日御報告したいと思います。

【〇〇委員】 ただ、少しは入っているところもあるのではないかと調べて伺いたかったのです。

【小委員長代行】 その入っていくほうの統計は今ないということなのですね。

【税制部長】 はい。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 私は税の専門家ではないので、今日は勉強させていただきばかりだったのですけれども、感想を申し上げます。ふだんから都市計画とか都市開発とか、そういうものに接していると、基準財政需要額に都市としての特殊性が十分反映されていないということが問題になるのではないかと思います。景気次第ではありますが、都市では、土地の価格、人件費、物価含めてかなり上がっていく可能性があります。社会保障、社会福祉などは、それらの価格変動とは関係ない要素もあるでしょうが、しかし物価が上がっていくと、例えば福祉需要にどう応えていくかというときに、やはり東京では施設一つつくるのも大変お金がかかるなど、ほかの地域とは違う要素が出てくるはずですよ。今の補正係数などに、どのくらいそういう大都市の特殊性が反映されているのかとかという基礎知識がかけておりますので余り強くは言えないのですけれども、ただ、東京だって大変なのだということを出していく中で、今日、事務局からの資料には昼間の流入人口のこととかが書いてありましたけれども、さらにそれを超えて福祉、社会保障の観点で見ても、この基準財政需要額に関しては大都市の特殊性があるということが言えるのではないかと。これが、一つ目の感想です。

二つ目は、今の一つ目が東京だって大変なのだということだとすると、東京の動きというのは国の骨太の方針、基本方針と非常に連動した動きをしているというか、むしろ国を引っ張るような動きをしていると思っています。

先ほど〇〇委員のほうからもありました国と一緒にプライマリーバランスを達成していくというのはもちろんですけれども、具体の政策の中でも、例えばこの資料の中では出てきていませんけれども、まち・ひと・しごとの中で東京から高齢者を地方に送り出すみたいな、若干、乱暴な議論も出てきております。そういうことをしなくても、例えば東京の市町村の中でも特養などが非常に不足する中で、既に地方の特養などと連動しながら高齢者の住みかを確保しているなどという動きはあったりするわけです。そういうことをうまく進めれば、地方創生なども東京は国と一緒に、または先んじてやっていっているというようなロジックになります。そういう議論が、先ほどの余剰の財源に関する話と関連してくるのかどうか、そこら辺は私にはわかりませんが、地方と連携しながら東京の財政運営はなされているというような打ち出し方というのは重要なかなと感じております。

以上です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今、東京の財政需要をどう見るかということと、あと、東京以外の自治体との連携とかかかわり方というのも非常に重要ということで、これは〇〇委員も本日、地方団体間の連携ということを最後におっしゃったりしていますけれども、このあたりで何かもしあればいかがでしょうか。

【〇〇委員】 やはり東京都の位置づけというのが非常に難しい気がして、都の主張というのは当然あるところだと思いますけれども、交付税を見る場合も、地方団体全体としてというようなことが入ってくると思いますので、そのときにどういう立場かというか、そこら辺のところは大変問題になってくるところではないかという認識です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

これは東京都というよりは、例えば杉並区と南伊豆町で介護施設の受け入れのための協定を結んだり、個別に人員ですね。職員が足りないというときに、例えば被災地に職員を派遣するとかというような形で、個別に連携しながら東京都としてやれることもやっておくことで、逆に東京の方で災害が起こった場合には支援もしてもらえるところで、直接的な財政調整ではないのだけれども、別の形で連携をとるということも1つあり得るのではないかというのは〇〇委員の御提案かなと思いつつ伺っていたところです。

あとは、〇〇委員からの御報告で、地方法人二税の偏在性の問題という話がありましたけれども、以前からどこまで是正すべきなのかという議論とか、どこまでの偏在というのは問題なのかということは法人二税の議論の中でかなり出てきていたところですが、そのあたりも含めて、こうした税源の偏在は是正の点についてはいかがでしょうか。

お願いいたします。

【〇〇委員】 今日の議論と少しずれるかもしれませんが、偏在是正という話と関連するので。

〇〇委員もおられるのですけれども、政府税制調査会で今、所得税制の見直しの議論をしていて、当然これは個人住民税にかかわってくるでしょう。先ほどの〇〇委員のプレゼンテーションにもありましたが、やはり法人二税が偏在しているということが顕著であり、それに比べれば個人住民税はまだそこまで顕著に偏在していないので、やはりきちんと応益課税の1つの軸である個人住民税もしっかり強化する。そういう言い方をしているのかどうかわかりませんが、しっかり住民の方にも応益的に負担をお願いしてもらおう。これは全国的にです。そういうことを通じて、偏在性の高い税目が占める地方税収の割合を減らして、それでむしろ地方税全体としては偏在がより小さくなるという方向が私は基本だと思うのです。もちろん地方消費税が増税されることによって、そういう方向にも向かうというのはもちろん私としても是でありますけれども、地方消費税だけでそれができるわけでもないの、ほかにももっと個人住民税も、東京都は固定資産税がありますけれども、一応道府県税の範囲でという議論で絞るとすれば、個人住民税もきちんと課税をすることを通じて偏在是正という方向にも働く。もちろん地方財政調整制度をどうするかという問題も先ほど来の議論でありますけれども、そもそもの税源の問題ということを考えると、地方税制としても偏在性の小さい地方税制を目指すべきだと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どこからでも御意見いただければと思います。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 東京都と言っても23区、市、それぞれすごく差が行政サービスにはありますね。だから、先ほどから超過をいっていますけれども、そういうものが全部トータル的に東京都の中でも平均化された上での超過額をどうするかということだとおもいます。

例えばすごく小さな話ですけれども、固定資産税の納付が23区と多摩地区では納付日が違う、住民税も違う。

意外と知られていないかもしれないけれども、そういう面がある。だから、いろいろなちょっとしたサービスも都区内、23区と違う。学校の例えば給食費の負担にしても、23区・市により違うとか、いろいろと細かいこともありますがそういうのも全部トータル的に東京都として1つに統一化された上で超過額をどうするかとして持っていかないと、やはり23区に住めない状態の人もいますし、どんどん23区の中でも格差は出てきています。東京都も国の縮小版で随分過疎化になっているところもありますから、その辺をどうするかということを検討したうえで超過をどうするかという問題なのかなと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

東京都と言っても一くくりにはできないということですね。なかなか厳しいところもある中での調整も含めてどうするかという御意見だったと思います。ありがとうございます。

先ほど〇〇委員のほうからドイツの御報告をいただきまして、そのときにドイツの場合にも、日本で言う千葉都民とか、神奈川県民というような話があって、要するに行政サービスに対する負担というものと税源配分と財政調整をどう考えるかというようなお話がありましたけれども、そうしたら、ドイツの実態なども踏まえながら、今の日本における税源偏在の問題ですとか、財政調整について何かもし御意見あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 小さなことかもしれないのですけれども、先ほど申し述べ忘れたことで〇〇委員のコメントを伺っていて思い出したのですけれども、ヘッセン市というデュッセルドルフの近くの町がなぜ財政的に苦しくなったかという話をいろいろインタビューして聞いたときに、分不相応な大きな劇場を建ててしまって、建てた後の維持費が困った。典型的な箱物行政なのです。ルール地帯なので、いわゆる工業地域で労働者がかつて60年代はすごい大量にいたのですけれども、その人たちはどんどん年金生活になってしまって、社会保障を受ける側になってしまったとか、一歩間違えると日本でも起き得る問題ではあるのかなと思います。

ただ、私の個人的な感想で大変恐縮ですけれども、東京のほうはまだ割とまざって住んでいるというか、住み分けがこれほど激しいというのは、欧米のほうはるかに大きいですね。犯罪率が高いとか、そういうのは余り聞かないですね。もしかしてあるのかもしれないのですけれども、都内の特定の地域で犯罪率が高いとか、そういうことは余りなくて、むしろ所得格差が問題になっているので、外国人対策とか外国人の定住政策とか、そういうのと絡めてになると思うのですけれども、まだそれほど顕在化が起きているわけではないかなというイメージはあります。ただ、今後、そういう形でポテンシャルというか起きる問題ではあることは確かです。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

あと今日は少し時間を長目にとっておりますのでもうしばらくお時間はありますが、いかがでしょうか。これまで法人課税の分割基準の話ですとか、消費税の清算基準の見直しといったようなところについては特に御意見は今のところ出ていないようですが、あとは企業版のふるさと納税という話が今、出始めているのですが、このあたりについていかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 事業税の課税標準の事業所税ですか。かなり中小企業にとって雇用者の数が入っているというのと、事業所の面積によっての負担というのは大きくのしかかってくるのは確かだと思っています。雇用者がいないとやっていけない中小企業は沢山ありますし、今よくビル清掃とかありますけれども、アルバイトの人がいっぱいいるわけです。延べ人数にしたらすごい数になるわけです。メディア関係の仕事でも何でもそうなのですが、今、本当に派遣まで全部入れたところで数えなさいと言われると大変な数なのです。これが大変な負担になっていることは確かです。

【小委員長代行】 サービス経済化の進展と、雇用のあり方が変化してきている中で、短期で大人数で雇用しているという実態に即したような事業税の外形の分割基準を考えていくべきだということですね。ありがとうございます。

ざいます。

あとはいかがでしょうか。道府県の偏在是正の話ですね。特に法人住民税と法人事業税の問題については、なかなかこの場でというのでしょうか、意見を申し上げるところが非常に難しいところがあって、要するに全国ベースで見たときの財源をどうように確保していくかという議論と、さはさりながら、本来の地方税として従前都に入っていたものに関して、やはりそれは都税として都に入るべきではないかという東京都のお立場もあって、そのあたりのところで、なかなか先立つものがない中で、これをどうように考えていけばいいのかというのは非常に意見が分かれているところでもあるのかなとは思っています。

ただ、本日の委員の皆様のご意見を伺っておりますと、これから社会保障関係の支出というのは非常に伸びていく中で、特に東京都はこれから団塊世代の方が後期高齢になっていくというところで財政需要が非常に大きく増える可能性があるとか、あるいは用地だとかサービスを提供するのに対する人件費などの問題もあって、そのあたりのところの財政需要をどこまで財源保障の枠組みの中できちんと見ていくのかという観点から、財政需要額というものの国レベルでの算定のあり方というものに関して、一定の意見を出していくという考え方はあるのではないかなというようなこともあったかと思えます。

どうぞ。

**【〇〇委員】** 企業版ふるさと納税について意見を述べたいと思います。

これはアンビバレンツだと思うのです。ただでさえ地方法人税を入れているわけです。それでいて、法人住民税でさらに企業版ふるさと納税をするということは一体何をやりたいということなのかということです。つまり、もちろん法人住民税として残っている部分で、そこだけで企業版ふるさと納税をするという話で終わらせるということができれば矛盾はしないのかもしれませんが。ただ、個人版とは言わないかもしれないけれども、今の所得税、個人住民税におけるふるさと納税の仕組みは、所得税の控除も認めているわけです。いわゆる国税分の控除も認めている。納税というか、寄附が入るのは地方自治体である。そうなったときに、地方法人税は国税であると位置づけたとして、地方法人税の納税部分にも寄附した部分の控除が使えるということになったときに何が起るのか。私が東京都の職員だったら、東京都の全ての企業に対して、ぜひ東京に寄附してくださいと。地方法人税の一部は取り返せるみたいな妙な話になるわけです。何がやりたいのかということです。だから、何を目的にして企業版ふるさと納税をするのかということです。

もちろん、影も形もないものなので、そんな影も形もないものに対して批判をするつもりもないのですけれども、ただ、思考実験というか頭の体操をしたときに、一番変な話になり得るのは、地方法人税には全く影響を及ぼさない形で控除が法人住民税だけの控除という話でまとめられてしまうということになると、単なる税の地方間の奪い合いみたいな話になってしまうので余り生産的でもないという感じもしますし、それに変わる何かアイデアがあれば別ですけども、そういう今後の議論がどう展開するかわかりませんが、何らかの、別にこういうアイデアがありますから、ぜひこのアイデアで国はやってくださいと進めるほどのものもないので、別に何もなくてもいいのではないですかというのがベターなのかもしれませんが、何か変な動きがあったとすれば、それに対するしかるべき牽制というのは必要なかなと思います。

**【小委員長代行】** ありがとうございます。

これは事務局のほうでどういう議論が出されているか、何か情報でお持ちのものはありますか。

お願いいたします。

**【税制部長】** 政府において関係省庁に検討するように指示を出したところまででございます。具体的には、これは地方税でやろうとすると、恐らく総務省自治税務局でいろいろと知恵を集めて御検討されているのではないかと思います。具体的な情報についてはつかんでおりません。

**【小委員長代行】** ありがとうございます。

これはそもそも企業版の前にふるさと納税制度自体が税のあり方としてはいかなものかという議論はあるわけですし、そのあたりのところについても、ここにいらっしゃる先生たちもいろいろな御意見をお持ちかと思いますが、本来でしたら例えば東京都に入ってくるはずの税が、こういう形で地方に行ってしまうというのはいかなものかとも思います。そのあたりのところも含めて、あと先生方から何かいかがでしょうか。

お願いいたします。

【会長】 企業版の話で、官房長官と知事の御発言が今、資料17で出ているわけです。恐らく知事の御発言は、企業版の話をしているのですが、実質的には個人の話も同じことなのです。実際には、企業に生まれ故郷がないだろうとここには書かれていますのですが、実は個人版だって別に寄附先はふるさとでなくてもいいので、勝手にふるさと納税と称しているだけです。

それから、返礼品、お土産が出ていますが、それが2,000円を超えれば、実は納税者のふりをしてその人が資産を増やしています。ある自治体から別の自治体に税金が動いているのですが、動いている以上に全体の税収は減っていて、納税者のような人が実はもうけているという非常にゆがんだ制度なので、本当はこれはもともとおかしい制度だと思っています。ということなので、個人版でもおかしいのですから、企業版になるともっとすごいことになります。そういう制度だと思っています。

これも不思議なことに、総務省のウェブサイトなどを見てもふるさと納税推進コーナーみたいなものがあって、不思議なことを政府を挙げてやっているなど常々思っています。これは税制あるいは税法の方々のコメントなどを見ても、なかなか正当化しにくい制度だと思っているのですが、最初は所得割納税額の1割ぐらいまでという上限付きで導入されたようですけども、最近上限が2倍に引き上げられたそうです。だんだん制度がエスカレートしてきて、地方創生という名前で何でもありという形になっているのかな、というのが正直なところですよ。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

そろそろ時間も迫ってまいりましたが、あと先生方で本日の論点について、これを言っておきたいということ、いかがでしょうか。

〇〇委員、いかがですか。特によろしいですか。

【〇〇委員】 はい。

【小委員長代行】 そうしましたら、では、少し予定よりも早目ではありますけれども、大変扱いにくいというか、難しいテーマで地方財政調整制度ということと、あと税源の偏在是正の問題についてということで、3人の委員から御報告をいただきました。個別の税制の議論については、やっていくといろいろ御意見があるかと思うのですが、それについては9月以降の小委員会で御審議をいただければと思っています。

それでは、これもちまして本日の議事を終了いたします。お忙しい中をありがとうございました。

— 了 —